

## 三井高業学芸資料 (3)

## ——『狂 貞柳伝』(影印)——

ここに影印翻刻する『歌狂貞柳伝』は、三井高業が仙果亭嘉栗の筆名で著述し自家出版した狂歌師・由縁斎貞柳の伝記である。

貞柳は、狂歌作家としての高業にとって、その師栗柯亭木端の先師にあたる。この書のはじめに、貞柳の伝を編むことを思い立ったのは、たまたま安永七年七月に、貞柳の家業であった菓子舗・鯛屋の看板を手に入れたことにあると述べているが、それはいわば軽みを好んだ筆の運びとでもいうべきものであるろう。柳門狂歌の正統をもって任じた高業は、始祖貞柳の五十回忌を記念して、尊崇して措かなかった流祖の正伝を梓にのぼせて広く伝えようと志したのである。

本書が由縁斎貞柳の伝記資料として狂歌史上に占める不動の位置については、改めて述べるまでもない。いまこれを翻刻するのも文芸史上の基本文献である本書の利用の便に供するためであるが、解説者にはもうひとつ別の意図がある。それは、本書がもつ史学史上の意義である。

本書は年譜の体裁をとっており、それは、網文をかかかけてその

出典・考証を記し、次の網文と出典・考証に移るといふ様式をとっている。例を冒頭にとれば、まず

抑油烟斎貞柳翁、姓は藤原、氏は永田といひて、摂州大坂の人、承応三甲午のとし生る

という網文を立てたあとに、改行・字下げして

私云、狂哥時雨の橋集は翁の弟貞我の詠を集し追善集なり。

其序に貞我の伝あり。洛西鳳潭比丘、漢文に書玉へり。其文に曰、

としてその一節を原文のままに引用した上

されば実ば榎並氏なれども、母の氏を名乗らるる事故有べし。翁の筆沢あまた見しに、榎並と書たるもの見あたらす。

又永田はもと医家にして、数代相統の系図有しが、翁没後紛失したるよし南都声寺和尚(割注)翁の孫柳因息物語也。是によりしにや。京千載堂文石撰の誹諧家譜に貞因(貞柳の父)引用著述を榎並氏と書たり

と考証している。そして再び次の網文を

家号を鯛屋といひ、俗の名を善八（割注）イ忠兵衛又忠七善八トモといへり。浪華御堂前雜屋町西南角に住す。世々菓子を製して業とす

とかかけたあとに

私云、勢州四日市生川屋吉左衛門借屋、当時天満屋六右衛門住宅なり。裏に土蔵ありて、その柱に自筆にて、我宿は御堂の辰巳しかも角よううれますと人はいふなりの哥書つけありしよし。先年失火の節でもありけるが、此土蔵大破己後いかなりしや。当時はなしと町内古老の咄しなり

との注記が加えられている。

この例からも窺われる通り、貞柳の伝をつくるにあたって著者が第一の典拠としたのは、既刊本の狂歌集であった。本書に引用されている歌集は次の二十種である。

時雨の橋集 我の鯛集 落葉集 続家土産集 古今夷曲集  
古今後撰夷曲集 銀葉集 月の鏡集 机の塵集 拾遺家土産  
乗合船集 置土産集 古今狂哥仙 狂哥訓 粟の落穂 今昔集 秋の花集 手なれの鏡集 十寸鏡集 餅月夜集

著者はこれらの狂歌集に収められている貞柳の歌を、とくに詞書によって年次を追って挙げていくことで、貞柳の伝記を綴っているのであるが、結果としてそこに編年体の貞柳歌集が編まれている。この手法は、文芸人の伝記研究で今日でも常用されている正統的な方法で、網文を掲げてその出典を示す編年史料編纂の様式とともに、現代にそのまま通用するものである。

しかも、著者は同時に貞柳の自筆詠草をも博搜して、歌集からの引用を補充しており、その場合には詠草の所有者名を明示している。そして、例えば中巻の末尾にみえる丁代弥助の厄年をよんだ自筆詠草にある行年書が二歳違うことについて、「いかがの事にてかく年齢二年相違あるにや。自筆に相違なきうへは疑ふ所なしといへど」といって、弥助の没年を確認した上で、「翁老年の事故、行年書のところ万一書損にやとも覚ゆ」と記しているように、考証を尽した上での慎重な判断を示しているのも、本書の特色のひとつである。

このように、著者は歌集のほか、詠草や書簡のような遺墨を博搜して伝記資料とするにとどまらず、寺院に赴いて墓碑を調べ、また宗門人別帳によって確認するなど、その手統は全く現在のものと同じことを着実にこなして寸隙がない。とくに、中巻の六丁から九丁にかけて書かれている菩提寺称念寺（心齋橋筋）の宗門人別帳による貞柳の家族に関する記述は、考証家としての慎重さと力量を示すに充分である。

資料として聞取を使っているのも本書の特色のひとつであって、その際に談話者の個人名を挙げ、関係を明示するという本格的な手統を怠っていない。

年次を追った本文の終りは、次のように書かれている。

かくて油煙斎は、生涯月花はもとより、見るもの聞ものにつけて狂哥よまずといふことなく、世につれてのちは、やつ／＼しく侍りけれど、心のたのしひは捨る事なくて

百居ても同じ浮世におなじ花月はまん丸書はしろたへ  
南無あみだ南無あみだ仏なむあみだ南無あみだぶを辞世にぞ  
する

と詠すて、浪花高津の菩提菴にて享保十九甲寅秋のなか  
ば、もちの夜、身まかられしなり。行年八十一歳。生玉下寺  
町光伝寺の庭にしろしの石あり、貞柳言因居士と号す

晩年必ずしも幸福な境遇になかった流祖への著者の測隠の情の通  
った文章で、本書全巻にわたって貞柳の行実を叙するのに敬称文  
をもつてした著者の立揚が貫ぬかれています。そうした敬愛の念を  
前提とし、流祖の顕彰を目的として編まれた書ではあるけれど  
も、内容・叙述ともに極めて冷静で客観的な立場を保ち、よく研  
究書の面目を全うしている。

著者は、本誌前号所載の『高業抄』の解説にも触れた通り、紀  
ノ上太郎の筆名をもつ浄瑠璃作家でもあった。そして、この筆名  
は紀ノ海音にあやかっけて付けたものと推定されており、紀ノ海音  
は煙斎貞柳の実弟にはかならなかつた。著者の貞柳伝編纂の意  
中に、海音のことがなかつたとは思われない。事実、この解説文  
で上に引用した貞柳誕生の記事に引かれている『狂哥時雨の橋  
集』は、貞哉こと海音の追善歌集なのである。貞哉〓海音につい  
て、著者は本書中巻十二丁に次のように記している。

柳翁弟を貞哉といい、医者にて契沖に從て和哥を学べり。初  
は黄檗山悦山和尚に属して僧と成り、又還俗して俳諧師とな  
り貞室に学ぶ。されども放蕩にして豊竹越前琢芝居の浄瑠璃

作などして、紀海音といふ。狂哥もよめり。俳書は踊布袋と  
いふ集あり。柳翁とは不和にして義絶同前なりしが、後和睦  
したり。元文元丙辰年夏、法橋位に叙せり。後撰夷曲抜書附  
録に、柳翁

そこ我真子かしら子かしらねどもつづく鯛やのひれなお  
としそ

などよめり。柳翁も類焼以後、不幸つゞきてのちは、店の事  
などどの貞哉について、著者は書きたい多くの事をもつていたであ  
るが、それをこのような形に抑えて記述しているところに、著  
者の力量と見識があると思う。貞柳伝としての体裁を冷静に見失  
わずにいるからである。

本書が執筆されたのは、安永七年であつたことが、下巻九丁  
に「今年安永七戌年」と割注されているところから推測される。著  
者が数え年三十二歳のときである。そして、下巻十丁に「天明  
三癸卯年 平安 仙果亭嘉栗」とあるのは、この年が貞柳の五十  
回忌に相当し、本書が回忌記念の作である点からみて、完成の時  
期を示すものと推測される。井上春蟻の序文に

一日酒狂を談するに、机上より油煙斎貞柳伝といへる板下の  
冊とうでて見す。予いふ、これはさきに木にものでして君が家  
原文庫に蔵せしならずや。あるじいふ、さればとよ、漸く功  
なりしを、往んじ都のひざくらにかゝりて散こぼし、烏有に  
属しぬるが、さちわいに欠冊を殘燼の井の中より得て、ふた

たび心をつくし校正すでになり、さらに剗刪に命じぬ。しかし蛙の袋せまき才もてつゞりなせしものなれば、大海の批判はしらずかし。されば其ことのよしをしるしてよと乞はる

と書かれている。春蟻の序文は、その前後にある岫雲亭華座（大板過書町銅座西角住、大西千治郎、嘉栗と同じ栗柯亭木端門下）、仙溪亭嘉菊（嘉栗の嗣子、三井高英）の序文が寛政二年のものであるから、同年のものとして推定される。やや文意を得にくい表現であるが、本書はこの時以前に、いちど上梓されたことがあるといっている。それが天明三年であったのであろうか。ただし、文中にみえる京都の大火は、それから五年を経た天明八年正月のことである。板木が烏有に帰したのであろうが、その間に全く板本の配布が行なわれなかったのであろうか。それとも板木にはるだけで板本を刷ることをしなかったのであろうか。その辺の事実関係が詳かでない。いずれにせよ、著者が旧稿を補正して再度上梓したのは、寛政二年のことであった。

この間に著者は、三井家にとって最初の纏った系譜である『三井家譜』を編纂している。それは本書の末尾に載せられた貞柳の「家系」の部と同体裁のものである。

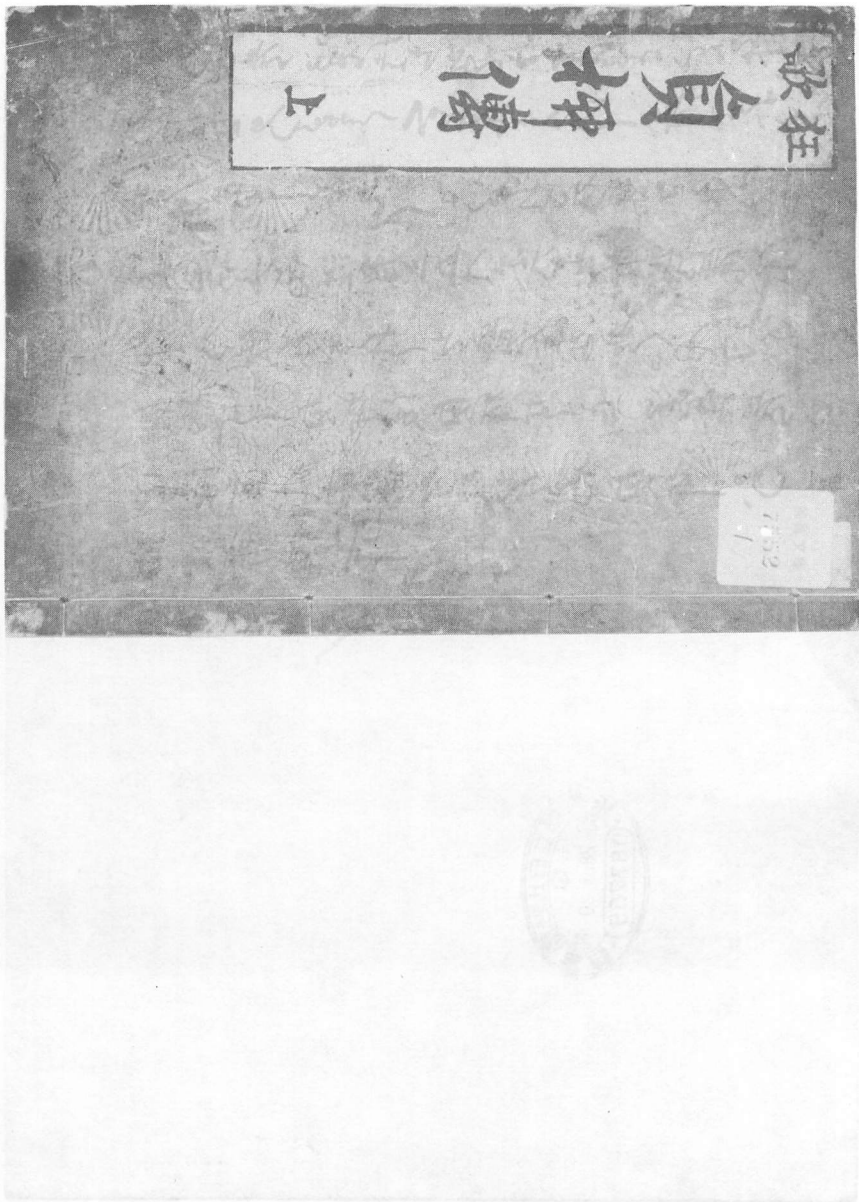
要するに、本書はさきに抄出紹介した『高業抄』とともに、著者三井高業の教養と学力とを示す代表作であるが、わたくしは特に本書に、江戸時代の商業ブルジョアジーが有していたアマチュアリズムの学問・研究の成果の一例をみるのであって、それはさしあたりわが国の史学史のなかに、ひいては近世思想史のなか

に、一定の位置を占めるに価いするものであると考える。

因みに、著者の後裔である三井高陽氏のもとに、本書の校正刷が伝わっていて、刊本との異同が同氏の「嘉栗著狂歌関係刊本解題」（同氏編『嘉栗研究』所収）に詳記されている。就いて見られたい。

また、影印の底本としたのは東京都中央図書館所蔵本（加賀文庫）である。利用を許容して下さった同館に感謝の意を表わす。

（中井信彦記）



油震齋傳序

世錄其夷曲奇仁好也與柳  
與柳河一與柳後國舞也  
中乃歌券者其也齋金在歌也河也  
以盈其也注者之也其也推也其不  
世月也其也其也其也其也其也  
乃其也其也其也其也其也其也  
入乃其也其也其也其也其也其也

21





桃葉之里林之樹之葉の二片を  
 二片を採りて之を都の市に賣りて  
 賣りて之を賣りて之を賣りて之を  
 賣りて之を賣りて之を賣りて之を  
 賣りて之を賣りて之を賣りて之を  
 賣りて之を賣りて之を賣りて之を  
 賣りて之を賣りて之を賣りて之を  
 賣りて之を賣りて之を賣りて之を  
 賣りて之を賣りて之を賣りて之を  
 賣りて之を賣りて之を賣りて之を

桃葉之里林之樹之葉の二片を  
 賣りて之を賣りて之を賣りて之を

桃葉之里林之樹之葉の二片を  
 賣りて之を賣りて之を賣りて之を  
 賣りて之を賣りて之を賣りて之を  
 賣りて之を賣りて之を賣りて之を  
 賣りて之を賣りて之を賣りて之を  
 賣りて之を賣りて之を賣りて之を  
 賣りて之を賣りて之を賣りて之を  
 賣りて之を賣りて之を賣りて之を  
 賣りて之を賣りて之を賣りて之を



友人兼

井上春城

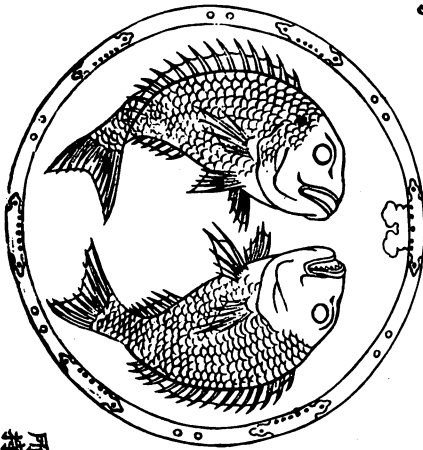


此畫之出於春城之手也其  
 筆力雄健而神韻清逸  
 予嘗見其畫於友人處  
 其畫之出於春城之手也  
 其筆力雄健而神韻清逸  
 予嘗見其畫於友人處

予嘗見其畫於友人處  
 其筆力雄健而神韻清逸  
 予嘗見其畫於友人處  
 其筆力雄健而神韻清逸  
 予嘗見其畫於友人處  
 其筆力雄健而神韻清逸  
 予嘗見其畫於友人處  
 其筆力雄健而神韻清逸



鯛之額  
 經一尺五寸  
 縁表厚一寸  
 同横厚二寸  
 繪朱置上  
 地金  
 今之銘為之  
 之寸偶  
 の寸五寸



仙果亭嘉栗  
 所持



仙果亭嘉栗

寛政二庚寅月

大月宗の存、此所書してしてし  
 在之州城の中、此所可於、之入  
 一、権燈堂亭、此窓圖の下、此所  
 馬北下、今存、此所、之、寸、五

# 御衣 御冠 御衣

漢字全置道上

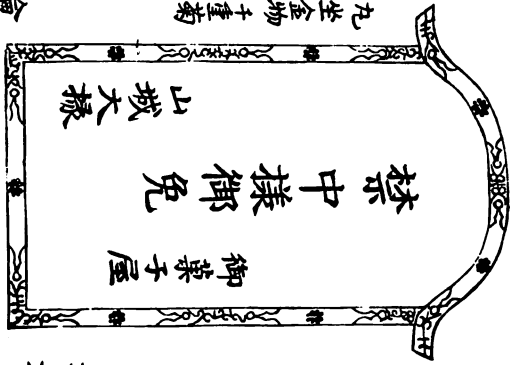
總至物更鑰地故唐叫毛 equal

丸坐金物 千建菊

繪言正 家

了

御菓子屋  
味着板今  
浪花懸渡  
松筋節  
町角鯛屋  
藩兵衝方  
有之



豎三尺横巾二尺 厚寸七分  
縁巾寸三分 縁寸角出寸五分

上

二

三井物産  
株式會社

---

三井物産  
株式會社

仁直家之字

上卿 坊城甲物表	明曆二年二月十日皇旨	藤原貞因	宣任 山城茨椽	藏倉藤原藤原房
權房卿、石里小路殿	有權大納言正位	延宝己未年六月廿五歳	坊城殿、權大納言	寛文三寅年正月歳
		四十六歳	俊光卿物養盞	廿四歳法名常空

油煙齋貞柳傳上卷

丁一 鞠倉貞柳 師古 尊皇 聖德太子 皇孫  
 大 家 子 孫 十 代 子 孫 綱 之 國 子 着 役 所 子  
 子 孫 之 令 傳 之 孫 之 道 力 之 子 孫  
 之 傳 之 孫 之 令 傳 之 孫 之 道 力 之 子 孫  
 道 徳 子 孫 之 令 傳 之 孫 之 道 力 之 子 孫  
 道 徳 子 孫 之 令 傳 之 孫 之 道 力 之 子 孫  
 道 徳 子 孫 之 令 傳 之 孫 之 道 力 之 子 孫  
 道 徳 子 孫 之 令 傳 之 孫 之 道 力 之 子 孫  
 道 徳 子 孫 之 令 傳 之 孫 之 道 力 之 子 孫  
 道 徳 子 孫 之 令 傳 之 孫 之 道 力 之 子 孫

平安

仙果亭嘉榮述

十四

上

溷而貞矣下暑  
 於松永貞德之門以風騷而鳴于世要苗民  
 其不自因者天貧英敏才思超群嘗執杖  
 吾王姓者權並名貞峨于海晉桂林之地  
 洛西鳳潭比在漢文子季也  
 集一區在松永之門序自松永始  
 私云松永時而橋本松永家世也  
 乙橋州大板の人の祖應之甲午の乙未  
 柳川桐林自稱孫姓之義原氏乙卯由公  
 一白

乙卯由公  
 柳川桐林自稱孫姓之義原氏乙卯由公  
 一白







出

法末子以之為海内子隱主沈吟の  
 中興之秋主家名としての良因と云ふ  
 言因之故信海法平の一字を以て信宗と  
 位宗斯も可也精聖洞雲雲新遍航子  
 放養子六年至子孫傳集外遊免子松の松果  
 孫葉亭集義宗伯捨世皇養天助宗事又  
 因累事又生卷又生斬存因不月因初  
 与り中鳩杖子研建世の頭養又老發意  
 月翁も前州大司馬之と事一孝治と  
 あり

私玄女合船集也

煙林の文字を由縁由來乃と説  
 事之小記に事あり 走帆  
 中縁林の如く文字の雲空一也三は  
 在り 柳扇

文字の因るが中り去るの心さの系

侍者宜白堂行風をひのり

宸御方私名、皇統親王之機陽成帝、入宮也、京和恩御門を開設

の仰之世歌之珠一後撰奏曲集の中在

良因と云ふ





此書乃由  
 一系子金鑿得一枚中  
 皇光草卷文  
 通之海志五人一册  
 亦乃從心濟之志外感一  
 授書者也

---

此書乃由  
 一系子金鑿得一枚中  
 皇光草卷文  
 通之海志五人一册  
 亦乃從心濟之志外感一  
 授書者也

此書乃由  
 一系子金鑿得一枚中  
 皇光草卷文  
 通之海志五人一册  
 亦乃從心濟之志外感一  
 授書者也

---

此書乃由  
 一系子金鑿得一枚中  
 皇光草卷文  
 通之海志五人一册  
 亦乃從心濟之志外感一  
 授書者也

貞享三丙寅九月吉日

葵仲

鯛壹尾八俵

大樽 五石五斗五合上段酒

并一樽之類一俵八石五斗

名曆八庚子十月吉日

貞堂

今奉貞思及

惟銘并親系通統

時辰宜二己丑也之乙之乙也

丙子年柳卯二十未の成り石五俵

并一樽之類一俵八石五斗

大樽の門人方貞思貞堂の門人

并一樽之類一俵八石五斗

名通宜之乙乙

若翁坊住酒造平之禄元辰年九月三日標地

御心取

大樽五樽之類一俵八石五斗

并一樽之類一俵八石五斗

行向法宗遷化の儀程有之申し之乙也

大樽五樽之類一俵八石五斗

并一樽之類一俵八石五斗

十三

又一日院春と申す

七葉の節々之縁、東山院御直信の御号  
と云ふに、康長元年之柳記の二十  
今より沖新の所用之と柳の御号、御号  
書の上より、御号の御号、御号の御号

書し以て

庚辰卯月 院春と申す

家云養集と

高へて、院春と申す

柳記と

漢の宮中、院春と申す

又月洞字、院春と申す

院春の院、院春と申す

柳記と

院春の院、院春と申す

院春の院、院春と申す

院春の院、院春と申す

月洞字、院春と申す

院春の院、院春と申す

院春の院、院春と申す

聖元院法皇の御幸を奉り

又月の後集へ

並而山文因格に遊皇上の御幸を西へ

幡幟の盛文因殿の御幸を伴へし

はるる明暦二年正月吉山城

大極子住を遊覧の善文所の受領

文詳しき者之を西へ

舟来のたのむ西地外を西へ西へ山城

備後後醍醐天皇の御幸を久米坊の者西へ

しつしつ時若原貞室の御後様兼曲集を西へ

御弟子所山城大極貞園へ

柳許の書

貞室の書

春舟の舞のりの上を兼承及承を西へ西へ

山に柳原宗之三家を以て大員園に之縁

十二庚辰二月十日行幸に十歳に及ぶもの

之に御品時春の歌書讀み史記を以て

禁裏御用室はもろの内の者かとも

之御所の御用室に之を以て御品時

在長たを以て一歌書讀みを以て西へ

之の以て行州長崎を以て皇野を以て西へ



此の巻は、所々、下原、成瀬、井の原、など、

後、新層、とある。

又、此の巻、有栖、河宮、の御方、

上西門院、の御方、

(二) 正徳、四、四、四、四、

左大臣、教、手、の、御、女、房、の、御、方、之、正、徳、

定、文、九、百、五、十、五、日、内、外、

女、院、御、所、之、御、方、

御、方、之、御、方、

御、方、之、御、方、

御、方、之、御、方、

御、方、之、御、方、

御、方、之、御、方、

御、方、之、御、方、

御、方、之、御、方、

御、方、之、御、方、

御、方、之、御、方、

御、方、之、御、方、

御、方、之、御、方、

御、方、之、御、方、

御、方、之、御、方、

十一上は楊花之節一册也一即ハ初巻

也一也ハ一

楊花之節ハ楊花之節ハ一册也一即ハ初巻

也一也ハ一

已ニ拾遺歌有樂次高穂

中ニ拾遺歌有樂算一

甲申の

楊花之節ハ楊花之節ハ一册也一即ハ初巻

是レ空歌元年の

楊花之節ハ楊花之節ハ一册也一即ハ初巻

叔父貞吉由正徳二

我娘の

十一上は楊花之節一册也一即ハ初巻

又家

甲午の

木

是レ正徳四年

又

十一上は楊花之節一册也一即ハ初巻

是レ國性齋

是レ後の

...

今、清兵衛、  
 七十一年、  
 車、  
 積、  
 宣、  
 六、  
 七、  
 八、

五、  
 六、  
 七、  
 八、  
 九、  
 十、  
 十一、  
 十二、  
 十三、  
 十四、  
 十五、  
 十六、  
 十七、  
 十八、  
 十九、  
 二十、

十七

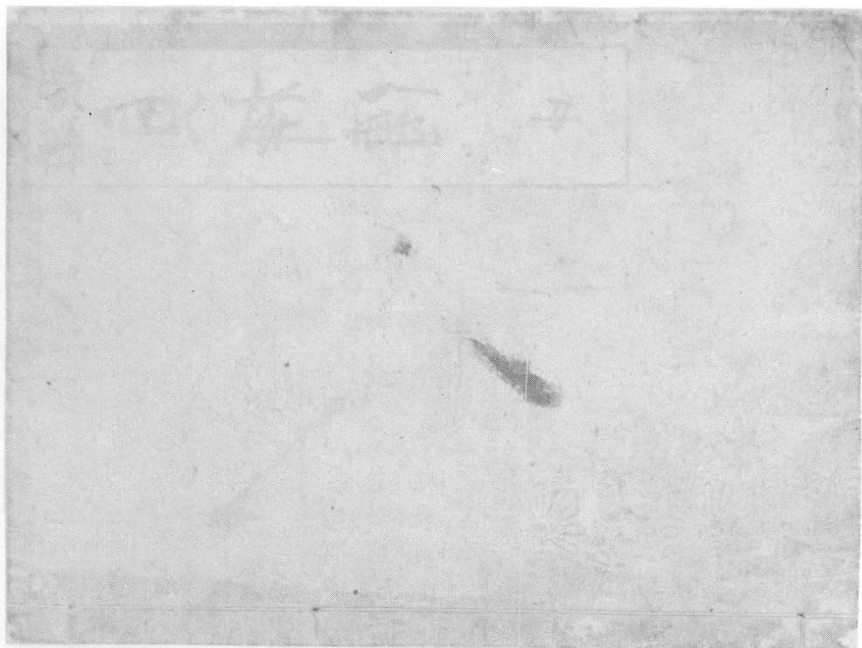
此卷係...  
 卷之八...  
 卷之九...  
 卷之十...  
 卷之十一...  
 卷之十二...  
 卷之十三...  
 卷之十四...  
 卷之十五...  
 卷之十六...  
 卷之十七...  
 卷之十八...  
 卷之十九...  
 卷之二十...

卷之八  
 卷之九  
 卷之十  
 卷之十一  
 卷之十二  
 卷之十三  
 卷之十四  
 卷之十五  
 卷之十六  
 卷之十七  
 卷之十八  
 卷之十九  
 卷之二十

貞柳傳上卷終

此卷係...  
 卷之八...  
 卷之九...  
 卷之十...  
 卷之十一...  
 卷之十二...  
 卷之十三...  
 卷之十四...  
 卷之十五...  
 卷之十六...  
 卷之十七...  
 卷之十八...  
 卷之十九...  
 卷之二十...

廿一年四月五日  
 柳之傳  
 卷之八



上海圖書館藏書

狂歌貞栞傳 中

7552  
2  
9111  
M Y  
32 2







同年十月雜誌經濟學(東京)の編輯に  
 持為記之(註)の編輯に  
 出た地、九月十日の大阪新聞に  
 記事行なわれ、後掲の如く大衆の注意を  
 引いた。

雑誌「経済學」の編輯に  
 持為記の編輯に  
 持為記の編輯に  
 持為記の編輯に  
 持為記の編輯に

以上七十一年の編輯

七十一年の編輯

持為記の編輯に  
 持為記の編輯に  
 持為記の編輯に  
 持為記の編輯に  
 持為記の編輯に  
 持為記の編輯に  
 持為記の編輯に  
 持為記の編輯に  
 持為記の編輯に  
 持為記の編輯に

七十一年の編輯

去年十月五日在天津法租界法租界法租界

第一版

此書之出版係由天津法租界法租界法租界  
法租界法租界法租界法租界法租界法租界  
法租界法租界法租界法租界法租界法租界

法租界法租界

法租界法租界法租界法租界法租界法租界

法租界法租界

法租界法租界法租界法租界法租界法租界

法租界法租界法租界法租界法租界法租界

又法租界法租界

法租界法租界法租界法租界法租界法租界

法租界法租界

法租界法租界法租界法租界法租界法租界

法租界法租界法租界法租界法租界法租界

法租界法租界法租界法租界法租界法租界

法租界法租界

法租界法租界法租界法租界法租界法租界

法租界法租界

法租界法租界法租界法租界法租界法租界

法租界





自折柳條...  
 昔年三月...  
 今歲三月...  
 昔年三月...  
 今歲三月...  
 昔年三月...  
 今歲三月...  
 昔年三月...  
 今歲三月...

折柳...  
 昔年三月...  
 今歲三月...  
 昔年三月...  
 今歲三月...  
 昔年三月...  
 今歲三月...  
 昔年三月...  
 今歲三月...

一、  
 二、  
 三、  
 四、  
 五、  
 六、  
 七、  
 八、  
 九、  
 十、  
 十一、  
 十二、  
 十三、  
 十四、  
 十五、  
 十六、  
 十七、  
 十八、  
 十九、  
 二十、

一、  
 二、  
 三、  
 四、  
 五、  
 六、  
 七、  
 八、  
 九、  
 十、  
 十一、  
 十二、  
 十三、  
 十四、  
 十五、  
 十六、  
 十七、  
 十八、  
 十九、  
 二十、

姓名の人物考











新有文士の如く高麗を以てに於ては

誠有極書の歴史也

拙の恭也

蘇中依ての蘇中の歴史に於ては

蘇中依て

蘇中依ての歴史に於ては

蘇中依ての歴史に於ては

蘇中依ての歴史に於ては

酒

蘇中依ての歴史に於ては

伽羅

蘇中依ての歴史に於ては

花

蘇中依ての歴史に於ては

蘇中依ての歴史に於ては

蘇中依ての歴史に於ては

蘇中依ての歴史に於ては

蘇中依ての歴史に於ては

蘇中依て

蘇中依ての歴史に於ては

中土

此如條時影沈の降筆同年四月八日油日有  
 南都古梅園松井和泉楸の柳影の之を之  
 一、家製松の大葉中より方盡直入心  
 角一之徑一尺四寸横一尺三寸厚二寸五分重  
 千斤余大青塊至一之系圓形亦一徑一尺四  
 厚二寸五分圓一尺三寸重千斤余時有之  
 享保十一年八月十五日  
 靈元院法皇御所御覽入り同年九月五日  
 禁中より又 睿覽令入り之柳影亦及此  
 月より之に至る寸寸之影を心好む之を之

此方母字様を移して以て此を此字に改む  
 神徳林にして之を中世に於て之を此字に  
 改むと云ふ事井の末に於て此の習業に  
 油燈林の名に於て之を此の道に於て之  
 油燈林と云ふ事一と云ふは此の道に  
 此字に於て之を此字に改むと云ふ事  
 此字に於て之を此字に改むと云ふ事  
 のことありて之を此字に改むと云ふ事  
 因りて此文を享保十九年三月三日  
 室東の上段より始りし  
 己上の所柳影七十之家可也なり





誠有夫之謂の極其之仁に於て此  
誠有極其の仁心也

此の義也

義は仁の極其の仁心に於て此  
義は仁の

仁心に於て此の義也

仁心に於て此の義也

仁心に於て此の義也

酒

夫之義は仁の極其の仁心に於て此

伽羅

夫之義は仁の極其の仁心に於て此

花

夫之義は仁の極其の仁心に於て此

夫之義は仁の極其の仁心に於て此

夫之義は仁の極其の仁心に於て此

夫之義は仁の極其の仁心に於て此

夫之義は仁の極其の仁心に於て此

夫之義は仁の極其の仁心に於て此

夫之義は仁の極其の仁心に於て此

中土

此如條時形況の降筆は同年四月八日柳白有り  
 南都古梅園松井和泉楳柳菴の之並之  
 一、家製張の大要中より方盡直入心  
 角より九徑又四寸横一尺計寸厚計二寸五分重  
 平斤余大素瓊室の系圓形亦之徑三寸  
 厚計二寸五分圓一尺計寸重平斤余時あり  
 享保十一年辛八月十五日  
 靈元院法皇御所御覽令入り同年九月五日  
 林茶中より文 睿覽令入り也柳菴書令入り  
 月日之末の至す之記を心記好む之文也

此家母字巻一巻にて吹す紙に  
 此巻紙に之を中抄すけし之は  
 高し巻紙の末より中抄紙の墨を  
 油煙味の空に染せたる様子の道に  
 漸く養育し一事々々しき法に  
 証を之より根寄川古栗河本端探述せし大要  
 のことありて之家出書高申あり  
 因りて此文書言條十九紙年三月三日  
 家東の上段より始りし  
 己上の竹柳菴七十之家可也なり





礼部(禮部)の事務(事務)に  
関係(関係)する(する)もの(もの)あり

本(本)金(金)船(船)往(往)来(来)

巴(巴)西(西)の(の)事(事)

印(印)度(度)の(の)事(事)に(に)関(関)係(係)する(する)もの(もの)あり

回(回)東(東)の(の)事(事)

巴(巴)西(西)の(の)事(事)に(に)関(関)係(係)する(する)もの(もの)あり

支(支)那(那)の(の)事(事)

高(高)麗(麗)の(の)事(事)に(に)関(関)係(係)する(する)もの(もの)あり

支(支)那(那)の(の)事(事)に(に)関(関)係(係)する(する)もの(もの)あり

支(支)那(那)の(の)事(事)に(に)関(関)係(係)する(する)もの(もの)あり

回(回)東(東) 聖(聖)九(九)府(府) 東(東)幸(幸)觀(觀)音(音)門(門)跡(跡)大(大)坂(坂)市(市)西(西)

の(の)用(用)法(法)に(に)関(関)係(係)する(する)もの(もの)あり

法(法)律(律)九(九)府(府)加(加)の(の)時(時)に(に)関(関)係(係)する(する)もの(もの)あり

法(法)律(律)の(の)時(時)に(に)関(関)係(係)する(する)もの(もの)あり

法(法)律(律)の(の)時(時)に(に)関(関)係(係)する(する)もの(もの)あり

法(法)律(律)の(の)時(時)に(に)関(関)係(係)する(する)もの(もの)あり

法(法)律(律)の(の)時(時)に(に)関(関)係(係)する(する)もの(もの)あり

法(法)律(律)の(の)時(時)に(に)関(関)係(係)する(する)もの(もの)あり

法(法)律(律)の(の)時(時)に(に)関(関)係(係)する(する)もの(もの)あり

法(法)律(律)の(の)時(時)に(に)関(関)係(係)する(する)もの(もの)あり







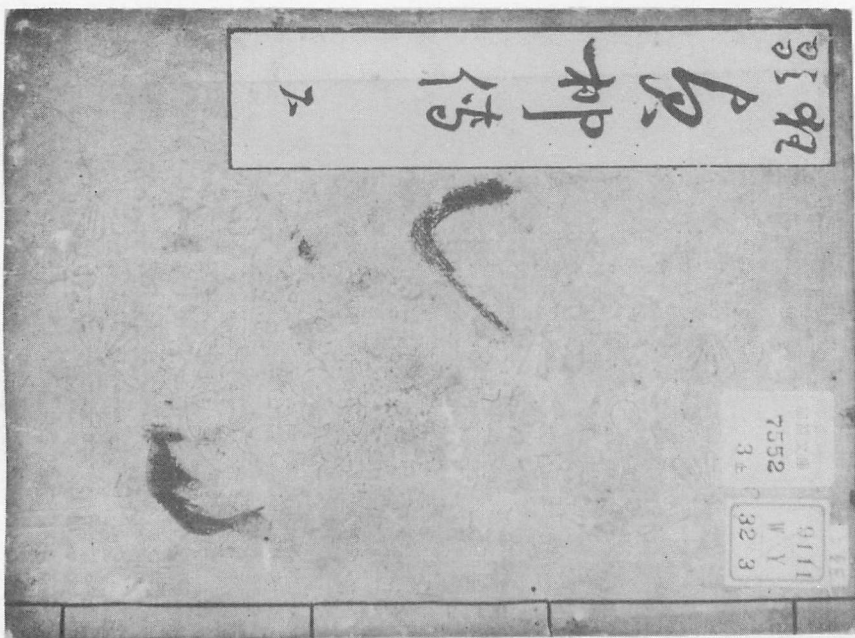










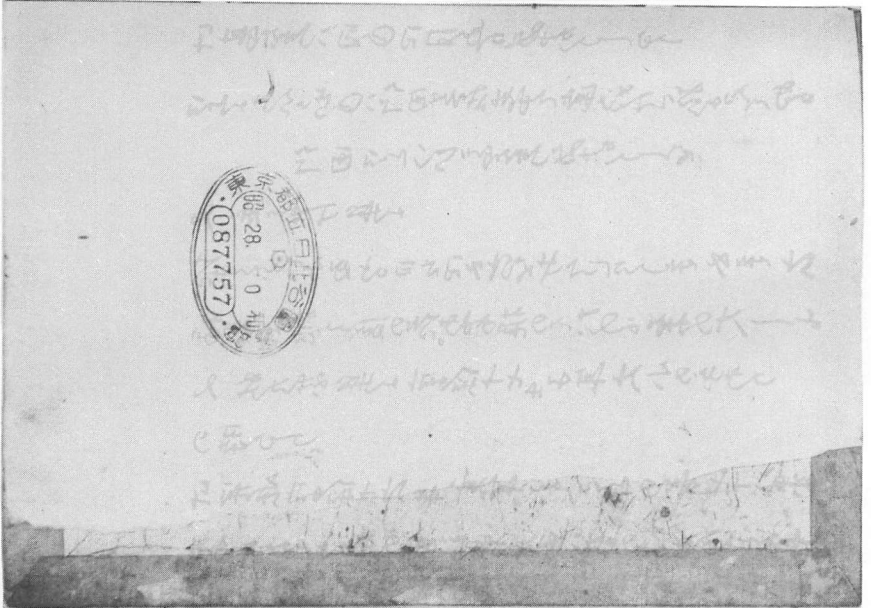


泉柳傳

泉柳傳  
泉柳傳  
泉柳傳  
泉柳傳  
泉柳傳  
泉柳傳  
泉柳傳  
泉柳傳  
泉柳傳  
泉柳傳

書目

又月乃...  
 日...  
 仙田赤亨 嘉東 述  
 仙田赤亨 嘉東 述











知流し〜下敷子座子保書中〜

雪隠紙一好見解云々

仲卿琳、不徒云々下敷子座子保書中

下敷子座子保書中

藤原公家の子孫、公家の家柄にてあり

如く此の書、藤原公家の家柄にてあり

自らの能向の底、此の書、全書奥紙に

息出せ〜下敷子座子保書中八幡御

朝の着衣、下敷子座子保書中、先、在無

九年の歌、後藤巻、下敷子座子保書中、

秘云此七〇短歌、全一自伝、下敷子

我の朝集、自伝の法橋、教書、下敷子

秘云此七〇短歌、

我文抄の法橋位、下敷子、

秘云此七〇短歌、下敷子、

秘云此七〇短歌、下敷子、

秘云此七〇短歌、下敷子、

秘云此七〇短歌、下敷子、

十寸法集、

乞巧真









大下の文を以て其の意を以て  
 一語一語を以て其の意を以て  
 一語一語を以て其の意を以て  
 一語一語を以て其の意を以て  
 一語一語を以て其の意を以て  
 一語一語を以て其の意を以て  
 一語一語を以て其の意を以て  
 一語一語を以て其の意を以て  
 一語一語を以て其の意を以て

大下の文を以て其の意を以て  
 一語一語を以て其の意を以て  
 一語一語を以て其の意を以て  
 一語一語を以て其の意を以て  
 一語一語を以て其の意を以て  
 一語一語を以て其の意を以て  
 一語一語を以て其の意を以て  
 一語一語を以て其の意を以て  
 一語一語を以て其の意を以て

因云一本尊其姪の建子浪毛  
 動清水乃石牌の翁妻子先致致  
 嗣絶无嗣之紀名字者中ハハ  
 崇の柳因實保三年の修毛氣舎者  
 貞峨の實保二年の修命一家の  
 怪舞百子力の振柳因の翁孫  
 力男女教の孫の今を存せり  
 翁の女は波毛の女を柳因は  
 嫁也其女は来一のたき、ハハ  
 其の女は波毛の女を柳因は

天明之癸丑年

平安  
 仙果亭  
 嘉嘉栗

~~~~~  
 此の女は足立屋の翁  
 其の女は波毛の女を柳因は  
 嫁也其女は来一のたき、ハハ  
 其の女は波毛の女を柳因は



由縁齊花押在印章  
言因

三因



貞柳傳下卷終

家系

一 永田山城大椽藤原貞因  
 俗稱善空門  
 元和十年酉年生  
 明曆二丙申正月十一日受領  
 元禄十二庚辰年三月九日没壽八十歳  
 室 法名妙因 大坂鳴之内柳屋  
 某女

貞富 号北實菴

正徳二辰年五月六日没

山門素雄の山侍に之の子極聖來富  
より其の細流家傳を時雨橋の存に  
自裁之極並民に其の天叔貞富の  
家勢を後名に之れを母亦田氏に  
牛一を以て

貞柳 実名吉因 号由縁齋

承應三甲十年生

享保十九甲寅年八月十九日没壽七歳  
生玉光傳寺に墳あり然本願寺に之  
北次之部所稱念寺檀家多し其後裔  
城法名至歡深林浄土宗之光傳の  
隱息且父之りて之より水と建り  
續父至産集跋子親斬日自神老人  
者道逸斬貞徳之裔也之れ諺に  
私可親斬、和州之産字者至隱者也



依谷氏柳翁門人ナリ

室 法名妙隆 檳州有馬之產

繼室之 法名妙照 南都高間市產

加賀屋 當時江戶町ニ跡

カ、切、ヤ、角、也、信

寬保二壬戌年六月廿没

貞我

俗稱善左門後善入僧上成高節

聖因  
馬師

号鳥路觀淨由理作于紀海昔

實文三癸申年生 元文元丙辰年叙法橋

寬保二壬戌年十月四日没壽八十歳

八丁目寺町空樹寺ニ葬リ日蓮宗

法名清羽院海音日法居士

實文  
字

貞風 俗稱忠七

三三

女

貞風妻 後百子妻 柳

潘山塘氏 号百子妻

室 貞我女

浪花醫師 女西尾春悦室 是は其の娘 下段

貞家の女の考心 後大の凡

春悦室の流石の子の素気城の實

の娘 小わし 其の産 夫織居の

其百子万有 一 柳 百子妻の泊

柳 室 貞我女 其の産 夫織居の

美養子 柳因

醫師 初名貞竹 實和州郡山東唐之助殿

家中知行首名 周瀬徳屋門次男

寛保二戊戌年四月廿三日没

室 貞柳 其妻の娘 之末子 女

室 貞柳 女後妻の娘 後年 終の困難

橋 卯 池 志 四 文 信 を 後 乃 於 念 記 書 在 之

天明三癸丑月三日没 法名 實養 貞然

|                                        |                                                                                             |                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>男<br/>柳因嬭子 又之十女の母也、<br/>孫之しと一也也</p> | <p>女<br/>柳因後妻<br/>柳箱森女<br/>後妻の娘<br/>早世 光傳寺石塔あり、南水壺と外に、<br/>早世 不明<br/>女<br/>宗吉娘と云ふ、二百年神也</p> | <p>女<br/>七十余歳、<br/>乃真柳嬭女早世之孫と傳せり、<br/>法名真依童女 光傳寺にあり<br/>一と云ふの、一と云ふの<br/>寺に二女家傳之之縁とて傳せり<br/>又四年の、毎に柳を食ふなり<br/>去柳と云ふ、乃自行稱因思念<br/>女之、女家傳之之縁とて傳せり、<br/>宗吉之成年とて云ふ</p> |
|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

女

あうと娘 元文三年生  
川講屋 當年四十六歳落生  
法名妙満貞昌

若きときより名をたづねてはるるにその御堂  
南都念声寺住持當天明三年四十九歳之  
存生 戒の翻之文三年核行なり  
付母のともく元文元年の自白の  
長七當年整之かゆなり

女

かき柳因二女むの娘當保七五年生  
天明之時年五月廿三日没年歳  
脚之いかり通之なりとてかき

男

知名豊太郎 後長七の娘當保七五年生

戒の翻集柳因かきり初幸

一二年の時より初幸を合はぬとて  
豊を中と名へて其者の保之親のしよ

かきり初幸

下止

矢柳傳流

主として、其の著し、河内、他、柳、東、  
 子、流、之、日、の、時、は、り、大、崎、口、也、  
 入、部、の、柳、の、事、を、始、時、か、り、の、事、を、  
 詞、法、を、せ、し、に、詞、の、事、を、流、東、に、  
 抄、之、事、を、流、東、の、流、東、に、抄、之、事、  
 河、出、之、事、を、流、東、に、抄、之、事、  
 棟、亦、及、中、年、に、行、た、り、心、を、流、東、に、

男

卯之吉

男

抄、の、辰、寛、保、元、辛、酉、年、生、三、家、に、  
 父、柳、因、子、離、日、六、歳、之、南、坂、口、至、り、  
 九、歳、之、信、之、所、川、之、保、町、念、聲、寺、  
 住、職、法、誓、淨、土、宗、知、恩、院、春、寺、  
 當、年、四、十、三、歳、存、生、



從果其檢票誌

通方の...  
 一...  
 ...  
 ...  
 ...

---

...  
 ...  
 ...  
 ...  
 ...  
 ...  
 ...  
 ...







書林  
 大坂高麗橋一丁目  
 清水長右衛門  
 大坂齋橋若久夫郎町  
 武村嘉加兵衛  
 宗新町通二條下町  
 仙果亭藏板  
 寛政二庚戌之秋  
 赤松九兵衛

如孝子樂何  
 也

此二以以上事のりて知すべし中にも

如孝子樂何

如孝子樂何

如孝子樂何

如孝子樂何

如孝子樂何

如孝子樂何

王主

赤林 乃吳齋  
 大英高麗齋 二巴目  
 育水 吳齋門  
 大英高麗齋 吳齋門  
 育林 吳齋門  
 宗祿 二巴目  
 實地 二南文 吳齋  
 吳齋 吳齋  
 吳齋 吳齋

24th of the month of the year of the...  
 ...  
 ...  
 ...  
 ...  
 ...  
 ...